

## **「未来の学術振興構想」の改訂に向けた「学術の中長期研究戦略」公募 Q & A**

(2025年5月20日現在)

### **【全般】**

**Q 1. 「未来の学術振興構想」に掲載された場合、どのようなメリットがあるのでしょうか。**

A 1. 「未来の学術振興構想」は日本学術会議からの提言として、行政機関をはじめとした関係機関へ公表し、我が国の科学技術政策に学術面から指針を示すものと考えております。各府省等の政策立案に役立つことを期待し、引き続き周知に努めてまいります。

(参考) 2024年10月には、学術フォーラム「未来の学術振興構想－実現に向けて－」を開催し、外部有識者も招いて本提言について議論を行いました。

開催概要：<https://www.scj.go.jp/ja/event/2024/364-s-1004.html>

記録動画：[https://www.scj.go.jp/ja/event/2024/link/364-s-1004\\_link\\_1.html](https://www.scj.go.jp/ja/event/2024/link/364-s-1004_link_1.html)

**Q 2. これまでのマスタープランとは何が違うのでしょうか。**

A 2. 従来のマスタープランについては、各学術分野における活発な議論を通じて我が国の学術の強化・発展に寄与してきたものの、その一方で、分野横断や学際的な取組が不十分、中長期的な視点の欠如、分野の偏り等の問題点があったと認識しています。

前期から策定している「未来の学術振興構想」においては、こうした問題点も踏まえつつ、今後20～30年先を見通した学術振興の「グランドビジョン」を個別の分野に捉われず複数提示するとともに、その実現に必要な「学術の中長期研究戦略」を示していきたいと考えています。

**Q 3. 応募した「学術の中長期研究戦略」が「未来の学術振興構想」に掲載された場合、予算措置がなされるのでしょうか。**

A 3. 「未来の学術振興構想」は予算への直接の反映等を意図するものではありませんが、我が国の科学技術政策に学術面から指針を示す重要なものとして考えており、引き続き、行政機関をはじめとした関係機関へ周知するとともに、各府省等に政策立案に役立てていただけるように働きかけていくことを予定しています。

### **【提案者等について】**

**Q 4. 学協会とはどのような団体を指すのでしょうか。**

A 4. 本公募における「学協会」とは、日本学術会議が指定する「協力学術研究団体」を指します。

(参考) 日本学術会議協力学術研究団体

<https://www.scj.go.jp/ja/group/dantai/index.html>

**Q 5. 連携会員（特任）は提案者となれますか。**

A 5. 連携会員（特任）は、提案者となることはできません。

**Q 6. 提言「未来の学術振興構想（2023年版）」の策定に向けた公募に若手研究者として「学術の中長期研究戦略」の応募をし、掲載された若手研究者が、今回、応募区分Ⅱで応募（当該「学術の中長期研究戦略」の改訂）する場合には、部局長の承認や日本学術会議の会員又は連携会員の推薦が必要でしょうか。**

A 6. 提言「未来の学術振興構想（2023年版）」に掲載された「学術の中長期研究戦略」の若手研究者が応募区分Ⅱで応募をする場合には、部局長の承認や日本学術会議会員又は連携会員の推薦は不要です。

なお、応募区分Ⅰで応募する若手研究者については、所属部局長の承認を得て、かつ、日本学術会議の会員又は連携会員3名以上（会員1名を含むこと）の推薦が必要ですので、ご注意ください。

**Q 7. 提案者が、他の提案者が申請する提案の「11：実施機関と実施体制」に名前が記載されている場合、二つの提案と見なされるのでしょうか。**

A 7. 二つの提案とは見なされません。

**Q 8. 若手研究者が提案をする際には、日本学術会議の会員又は連携会員3名以上（会員1名を含むこと）の推薦があることが要件とされていますが、日本学術会議の会員（又は連携会員）が複数の若手研究者を推薦することは可能でしょうか。**

A 8. 日本学術会議の一人の会員（又は連携会員）が推薦できる若手研究者の人数に制限はありません。

**Q 9. 提案者（日本学術会議会員又は連携会員）が若手研究者の推薦をすることは可能でしょうか。**

A 9. 提案者が他の提案を行う若手研究者の推薦者になることは可能です。

**Q10. 応募できる件数は、例えば、研究機関の長であれば、応募区分Ⅰ及びⅡ合わせて3件でしょうか。提言「未来の学術振興構想（2023年版）」に3件掲載されている場合には、応募区分Ⅰでは応募できないのでしょうか。**

A10. 応募区分Ⅱの件数に関わらず、応募区分Ⅰについて研究・教育機関長又は部局長、学協会長からの提案は各々最大3件まで、日本学術会議の会員及び連携会員並びに若手研究者からの提案は1人1件まで応募していただけます。

**Q11. 応募区分Ⅰで提案できる件数は、一つの研究機関全体で3件まででしょうか。**

A11. 一つの機関であっても、機関長や各部局長等、それぞれの長毎に3件の提案が可能です。「研究・教育機関の長」は学長や法人の理事長を、「部局長等」は学長・理事長に直属の組織の長（学部、研究所の長、病院長等）を想定しています。

**Q12. 「(i) 研究・教育機関の長又は部局長」が「(ii) 学協会長」を兼ねる場合に、それぞれ3件、合計6件の申請ができるのでしょうか。**

A12. それぞれの立場で、最大3件、合計6件まで申請可能です。

【応募区分Ⅰ及び「学術の中長期研究戦略」全般について】

**Q13. 一つの提案、すなわち一つの「学術の中長期研究戦略」について複数の「研究計画」、「施設計画」を提案できますか。**

A13. 一つの提案について「研究計画」、「施設計画」のいずれか一つとして下さい。

**Q14. 例えば、「理学・工学」の中での分野融合の提案は、「理学・工学」と「分野融合」のどちらに提案すればよいのでしょうか。**

A14. ご指摘のケースでは「理学・工学」でご提案してください。

「分野融合」については、「人文・社会科学」、「生命科学」、「理学・工学」の3分野のうち2分野以上にまたがる提案を想定しています。

**Q15. 科学研究費補助金で実施困難なものとは、具体的にどのようなものでしょうか**

A15. 科学研究費補助金で実施困難なものとしては、金額だけでなく、長期間にわたる調査・観測が必要なもの等を想定しています。

なお、前回と同様に予算の下限額は設けていません。

**Q16. 所要経費にはどのようなものを含めるのでしょうか。**

A16. 「研究計画」の場合は、10年間の研究費（設備費・人件費を含む）、「施設計画」の場合は、建設費（装置・設備費を含む）及び10年間の運営費（研究費を除く）を想定しています。

**Q17. 「研究計画」、「施設計画」の定義は、前回と同様でしょうか。**

A17. 前回と同様です。詳細については、公募要領及び提言「未来の学術振興構想（2023年版）」をご確認ください。

**Q18. 実施体制のダイバーシティとは、具体的にはどのようなことが求められているのでしょうか。**

A18. 主に実施体制において、例えば、性別のバランスが取れているか、年齢に偏りがないか、構成機関・メンバー等が特定のグループに集中していないかなどの視点を念頭に置いています。

**Q19. 提案書「実施機関と実施体制」において、具体的な関係機関名を挙げる場合には了解を取るよう指示がありますが、具体的にはどのようなことが求められているのでしょうか。**

A19. 「了解」の定義は提案者に委ねることといたしますが、関係協力機関とよくコミュニケーションを取った上で応募をしてください。

**Q20. 前期の「未来の学術振興構想」の策定に向けた公募へ応募した「学術の中長期研究戦略」で、審査の結果、非掲載となった提案を再応募することはできますか。**

A20. 再度応募していただくことは可能です。

**Q21. 「学術の中長期研究戦略」の応募時に、最も関連するとして示した「グランドビジョン」に必ず分類されるのでしょうか。**

A21. 応募時に示していただいた「グランドビジョン」等の情報も参考に、学術研究振興分科会等（以下「本分科会等」という。）において「グランドビジョン」の策定に向けた検討を行います。本分科会等における検討の結果、応募時と異なる「グランドビジョン」に分類される可能性もありますので、予めご了承ください。

**Q22. 「学術の中長期研究戦略」の応募時に、関連する「グランドビジョン」はないと申請した場合には、新しい「グランドビジョン」が設定されるのでしょうか。**

A22. 本分科会等における検討の結果、関連する「グランドビジョン」がないとして申請していただいた場合でも、既存の19の「グランドビジョン」に分類される可能性もありますが、すべての提案を俯瞰的、かつ、分野横断的に分析した結果、必要に応じて「グランドビジョン」の追加の検討も行う予定です。

**Q23. 応募区分Ⅰでの応募を予定しています。意向表明は本申請のために必須でしょうか。意向表明を行っていても本申請は可能でしょうか。**

A23. 応募区分Ⅰの意向表明については、審査体制を整える等のために「情報提供」として行っていただくものであるため、仮に意向表明を行っていなかったとしても本申請は可能です。また、逆に意向表明を行った場合にも、本申請をしないことも可能です。

**Q24. 意向表明に記載した「学術の中長期研究戦略」の名称と、実際の提案における「学術の中長期研究戦略」の名称が異なっても問題ないでしょうか。**

A24. 意向表明時の「学術の中長期研究戦略」の名称と実際の提案時の名称が異なっても問題ございません。

【応募区分Ⅱ：提言「未来の学術振興構想（2023年版）」に掲載された「学術の中長期研究戦略」の改訂について】

**Q25. 前回応募時から「学術の中長期研究戦略」の改訂の予定はありませんが、意向表明や応募区分Ⅱから申請する必要がありますか。**

A25. 前回応募時から「学術の中長期研究戦略」に改訂がない場合でも、提言「未来の学術振興構想（2023年版）」に「学術の中長期研究戦略」が掲載された提案者は、必ず2025年8月1日（金）までに応募区分Ⅱに関する意向表明をいただくとともに、10月1日（水）までに応募区分Ⅱ応募様式から申請をしてください。 応募区分Ⅱ応募様式からの申請をもって、「未来の学術振興構想」改訂版（仮称）への掲載の意向があ

るものとみなし、改訂版へ掲載いたします。

(なお、8月1日(金)より前に応募区分Ⅱ応募様式から申請された方は意向表明は不要です)

**Q26. 諸般の事情により「未来の学術振興構想」改訂版(仮称)へ前回掲載された「学術の中長期研究戦略」を掲載できなくなりました。どうしたらよいでしょうか。**

A26. 応募区分Ⅱ意向表明のフォームよりご連絡ください。この場合は、応募区分Ⅱ応募様式からの申請は不要です。

**Q27. 前回は応募時から「学術の中長期研究戦略」や「学術研究構想」の名称を変更することはできますか。**

A27. 「ビジョン」や「学術研究構想」等の改訂に伴い「学術の中長期研究戦略」や「学術研究構想」の名称の変更が必要な場合には変更して問題ありません。ただし、意向表明時(応募区分Ⅱ)には提言「未来の学術振興構想(2023年版)」に掲載された「学術の中長期研究戦略」の名称でご回答ください。

**Q28. 応募区分Ⅱについて、前回と異なる「グランドビジョン」で応募することはできますか。**

A28. 内容の変更等に伴い、提言「未来の学術振興構想(2023年版)」と異なる分類の「グランドビジョン」でご応募いただくことは可能です。ただし、本分科会等における検討の結果、ご提案と異なる「グランドビジョン」に分類される可能性もありますので、予めご了承ください。

【その他】

**Q29. 「未来の学術振興構想」には何件程度の「学術の中長期研究戦略」を掲載するのでしょうか。**

A29. 特に上限数等は決まっています。

**Q30. 各グランドビジョンには、分野ごとの枠の配分は決まっているのでしょうか。**

A30. 分野ごとの配分等は設定しておりません。